

指定保育士養成校における「家族援助論」の教授法

—社会福祉援助技術の視点から—

徳 広 圭 子

A Teaching Method of Family Support Theory in a Designated Childcare Person Training School

Keiko Tokuhira

Summary

With the revision of the Child Welfare Law in 2001, childcare support services in an area or child protector guides have become more in demand from day care nurseries, leading to an increase in non-professional personnel who conduct these services. As a result, a review of designated childcare personnel training courses was conducted, and a "family support theory appeared as a broad subject newly required" from 2002. A method to assist families in social welfare support technology was pursued, and the author reflected on how best to improve the practical nature of on-site training.

Received Sept. 30, 2005

Key words : family support, child care support projects

I. はじめに

2001（平成13）年の児童福祉法改正により、保育士資格が名称独占の国家資格として法定化された。これに伴い、同年に保育士養成課程における履修科目が見直され、新たな履修科目として「家族援助論」が必修の講義科目として登場した。そのため、2002（平成14）年度入学生より指定保育士養成校において「家族援助論」が講義されるようになり、今年度で4年目を迎えている。

この「家族援助論」登場の背景には、わが国における子育て環境の大きな変化がある。産業構造の変化に伴い、都市への人口の急激な流入は都市化や住宅問題、交通問題など、人びとの生活環境にさまざまな問題を引き起こした。このような中で少子化傾向はますます進み、最新の2004（平成16）年の合計特殊出生率は1.29人と、人口置換水準の2.08人を大きく下回っている。この原因として親の育児不安の増大や、この影響として子どもの人間関係の脆弱化が指摘され、これらに起因すると考えられる子どもの虐待事件やマルトリートメントが社会問題化している。

このような子どもに生じる生活問題対策の一つとして児童福祉サービスがあり、これを担う保育士は、児童福祉法に定められた社会福祉従事者の一員である。この保育士は、助産施設を除くすべての児童福祉施設に何らかの形で配置されている⁽¹⁾。保育士が対象とする利用者は、児童福祉法第4条に規定される「児童＝満18歳に満たない者」であり、この保育士が最もたくさん働いているのは保育所である⁽²⁾。しかし保育所には、保育士以外の社会福祉従事者が常勤であること

がない⁽³⁾。児童養護施設など、保育所以外の児童福祉施設においては、保育士以外の直接処遇の専門職として児童指導員などが配置されるため、それぞれの専門職が持つ専門性をもち寄り添って、利用者にとって最もよいサービスとは何かを考え、利用者の生活問題を緩和したり解決へと導くことが比較的容易にできる。しかしながら保育所で働く保育士は、同じ施設の中で他の専門職の力を借りながら、子どもやその家族を取り巻く生活問題を解決に導くということが非常に難しい環境にある。

そのような中で、保育所や保育士にはさまざまな課題が突きつけられている。子育てにまつわる問題が多様化する現代社会においてこのような問題に対応するためには、保育士そのものの力量を上げるか、保育所に他の専門職種の配置を義務づけるか、このいずれかによる対策が喫緊の要事であろう。

そこで本稿では、主として保育所において行われる家族援助とは何か整理した上で、指定保育士養成校において講義される「家族援助論」がどのように教授されるべきか考察する。

Ⅱ. 指定保育士養成校における「家族援助論」の位置

1. 子どもと家庭を取り巻く環境の変化とその対策

戦後の高度経済成長は、国民の所得水準を向上させた。その一方で国民の生活にさまざまな変化をもたらし、子どもを取り巻く環境も大きく変化した。

特に戦後は第一次産業の従事者が大幅に減少し、高度経済成長期に増えた第二次産業は1950年代から減少傾向にある。これとは反対に第三次産業は一貫して増加しており、2000（平成12）年には就業人口の58.3%を占めるようになった⁽⁴⁾。

このような産業構造の変化は、都市への人口の急激な流入をもたらし、人口の過密化に拍車をかけ、住宅問題や交通問題などを引き起こすことになった。これに伴い、子どもたちの生活環境も大きく変わった。子どもたちの創意工夫がなされやすい空き地は住宅へと変わり、屋外遊びは人工的に作られた公園が主になり、子どもたちの遊び空間は狭小化した。このことによって子どもたちは室内に追いやられ、遊びの中身も大きく変わった。また都市に暮らす人々が増えたため、一世帯あたりの平均人員も2004（平成16）年には2.27人まで減少した。そして少子化の指標である合計特殊出生率は下がり続け、最新の2004（平成16）年は1.29人となった⁽⁵⁾。このような子どもを取り巻く環境の変化は、子どもの育つ家庭にさまざまな質的变化をもたらした（図1参照）。

このような少子化問題への対応は、1989（平成元）年の合計特殊出生率が、丙午だった1966（昭和41）年の1.58人よりもさらに少ない1.57人まで自然に下がったことから称された「1.57ショック」の直後より本格的に始まった。1994（平成6）年12月16日には厚生・文部・労働・建設の4大臣が合意した「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が、この一部を具体化したのが同年12月18日に大蔵・厚生・自治の3大臣が合意した「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5カ年事業）」が発表された。ここでは、延長保育などを中心に、1995（平成7）～1999（平成11）年度の5カ年間で達成すべき目標値を掲げ、それに到達すべく予算を配分し、着実に保育サービスを充実させようとした。この「エンゼルプラン」は、2000（平成12）～2004（平成16）年度の「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画（新エンゼルプラン）」へと続いた。さらに、2002（平成14）年9月に厚生労働省が発表した「少子化対策プラスワン」では、それまで強調されてきた「子育てと仕事の両立支援」に、

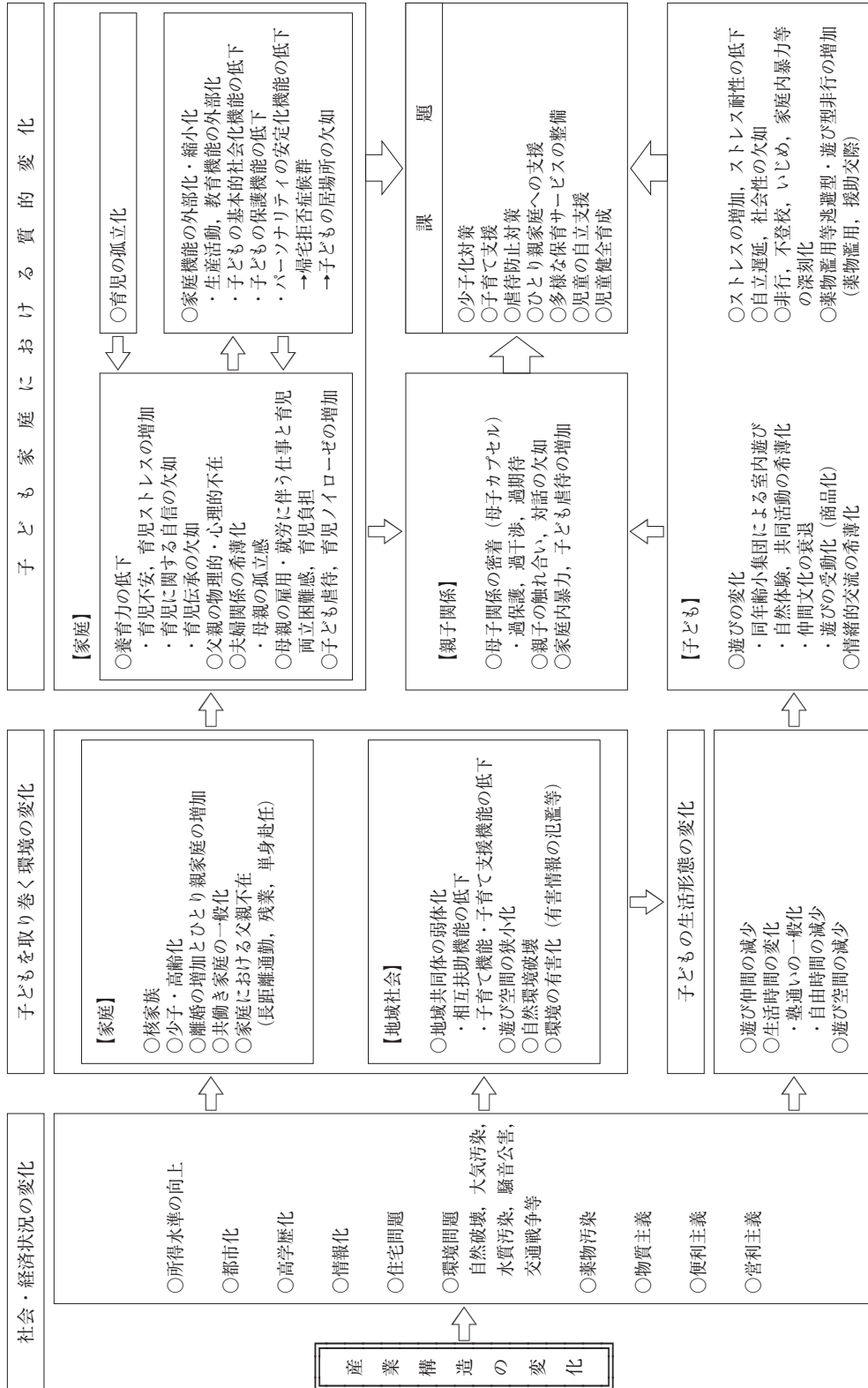


図1 子ども家庭における変化と課題

資料出所：才村純「子ども家庭福祉を取り巻く環境の変化と子ども家庭福祉の新潮流」高橋重宏・才村純編『子ども家庭福祉論』建帛社、1999（平成11）年、29頁。

「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」を加え、この5つの柱に沿った取り組みを推進していくこととされた。2003（平成15）年にはこの5つの柱を具体化した「次世代育成支援対策推進法」が、2025年度末までの時限立法として制定・施行された。続いて、少子化社会の基本理念を定めた「少子化社会対策基本法」が制定されている。この2法については、いずれも少子化対策の責務を国と地方公共団体、事業主、国民の4者に求めている。これは児童福祉法第1条においてすべての国民に子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育成される努力義務を、児童福祉法第2条で子どもを健やかに育成する責任を国と地方公共団体、子どもの保護者の三者に求めたことと呼応し、事業主に対しても「子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする」と定め（少子化社会対策基本法第5条）、少子化対策を総合的に進めている。ここに来て、それまで主に「エンゼルプラン」「新エンゼルプラン」において一定の期間で目標値を定めてそれを達成しようと展開されてきた「子育て支援事業」は、児童福祉法第2章第2節第3款にまとめられ、恒常的な児童福祉サービスとして2005（平成17）年4月1日から施行している。

ここでの「子育て支援事業」には、①放課後児童健全育成事業、②子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・夜間養護等事業）、③居宅における子育て支援事業（家庭訪問支援事業・家庭的保育事業）、④施設における子育て支援事業（一時保育促進事業・特定保育事業・乳幼児健康支援一時預かり事業・幼稚園における預かり保育）、⑤相談支援事業（地域子育て支援事業・ファミリーサポートセンター事業・つどいの広場事業・児童ふれあい交流事業）を含む。これに呼応して、2004（平成16）年12月24日に閣議決定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」において、2009（平成21）年度までに達成すべき項目と目標値が掲げられている。

このように、いわゆる「1.57ショック」以降、「少子化対策」や「子育て支援事業」、「次世代育成支援施策」などと名称を変えながら、幅広い対策が取られるようになってきている。しかしながら、現在のところ合計特殊出生率は減少し続けており、これらが少子化に歯止めをかけているとはいえない⁽⁶⁾。

2. 保育所と家族援助

保育所では、1989（平成元）年から実施された「保育所地域活動事業」において育児相談や指導、育児講座を行っている。また1993（平成5）年には「保育所地域子育てモデル事業」を開始し、市町村長が活動の中心となる保育所を指定した上で、①育児不安等についての相談指導、②子育てサークルの育成・支援、③特別保育事業等の積極的な実施、の3つを事業内容とし、常勤職員1名および非常勤職員1名の設置費と支援センター事業活動に必要な経費が補助されるようになった。

1994（平成6）年12月18日に策定された「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業）」では、先の「保育所地域子育て支援モデル事業」が「地域子育て支援センター事業」と改称され、続く「新エンゼルプラン」「子ども子育て応援プラン」においてもそれぞれ目標値を設定し、着実に増やす努力がなされている⁽⁷⁾。

このような地域子育て支援センター事業を実施しているか否かにかかわらず、1998（平成10）

年に児童福祉法が改正され、第48条の3第1項において「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関する情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない」とされた。これに伴い、同条第2項において「保育所に勤務する保育士は、乳児・幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない」とされた。すなわち、「その行う保育に支障がない限りにおいて」と限定されてはいるが、保育所の保育に関する相談・助言機能が条文化され、保育士に対してはそれに必要な知識や技術を身に付けることが努力義務となった。

2000（平成12）年に改訂された保育所保育指針では「保育所における子育て支援」として、①一時保育、②地域活動事業、③乳幼児の保育に関する相談・助言、④子育てサークルの育成支援や地域の保育資源の情報提供が挙げられている。そして保育所の機能や役割については、以下のよう明記されている。

今日、社会、地域から求められている保育所の機能や役割は、保育所の通常業務である保育の充実に加え、さらに一層広がりつつある。通常業務である保育においては、障害児保育、延長保育、夜間保育などの充実が求められている。また地域においては、子育て家庭における保護者の子育て負担や不安・孤立感の増加など、養育機能の変化に伴う子育て支援が求められている。

地域において最も身近な児童福祉施設であり、子育ての知識、経験、技術を蓄積している保育所が、通常業務に加えて、地域における子育て支援の役割を総合的かつ積極的に担うことは、保育所の重要な役割である。

さらに、保育や子育て支援の質を常に向上させるため、保育所における職員研修や自己研鑽などについて、不断に努めることが重要である。

ここに、保育所は通常業務としての保育＝ケアワークを行うだけでなく、地域における子育て支援としてのソーシャルワークを行うこととされたのである。

保育所がこのような機能や役割を果たすためには、これを担う力量を持った専門職が必要となり、2001（平成13）年の児童福祉法改正では、保育士が名称独占の国家資格となった。そして同法第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者と規定され（児童福祉法第18条の4）、その職務が「保育」というケアワークと「保護者に対する保育に関する指導」（以下「保育指導」とする）というソーシャルワークの2点にあることが明記された。

この保育指導については明確な定義はないが、柏女霊峰氏は「子どもの保育の専門職である保育士が、保育に関する専門的知識・技術を背景としながら行う子どもの保育のあり方に関する相談・指導・助言である」としている⁽⁸⁾。この保育指導の対象としては、①通常保育を行う子どもたちの保護者に対するものと、②それ以外の地域の子どもたちの保護者に対するものの2つがある。

しかしながら保育所は、通常保育を望んだり、地域で安全に遊ぶ場所の提供を望む保護者たちが来所することが多く、家庭児童相談室や児童相談所のように自ら子育てに関する問題を自覚し、相談・援助を望んでやってくる保護者は少ない。そのため保育士は、子どもや保護者の様子を日

常的によく観察し、問題がある時には直接指摘したり、間接的にアプローチしたりすることになる。このような、通常保育より幅広い業務をこなすために、保育士には子どもの保育に関する専門的知識や技術のみならず、保育指導に必要となるソーシャルワークの知識・技術も必要となる。

そのため、「社会福祉Ⅰ」を「社会福祉」に、「社会福祉Ⅱ」を「社会福祉援助技術」に名称変更した上で、その教授内容を明確にするなどいくつかの改正を行った。そして総履修単位数は68単位にしたままで、「家族援助論（講義）」は必修科目として新設されており、このことからその重要性を伺うことができる（表1参照）。

Ⅲ. 家族援助論の教授法

1. 関係法令にみられる「家族援助論」

「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成13年5月23日・厚生労働省告示第198号）」において、指定保育士養成校での、家族援助論は、「保育の対象の理解に関する科目」に位置づけられ、講義・2単位・必修となっている。そして、その教授目標としては、以下の4つが挙げられている。

- 1) 保育所のもつ「子育て支援」を重要な社会的役割として理解し、児童・親を含めた家族が保育の対象であることを理解させる。
- 2) 「子育て支援」は保育所だけでなく、その他の児童福祉施設の親についても同様に必要とされることを理解させる。
- 3) 現在の家族を取り巻く社会環境における家庭生活、とくにその人間関係（夫婦・親子・きょうだい）のあり方を理解すること及びそれをふまえて適切な「相談・助言」を行うことは「子育て支援」のために欠かせないものであることを理解させる。
- 4) 1～3を踏まえ、それぞれの家族のニーズに応じた多様な支援対策を提供するため、児童福祉の基礎となる家族の福祉を図るための種々の援助活動及び関係機関との連携について理解させる。

これに基づく具体的な教授内容としては、①家族とは何か（家族の意味・定義、家族の機能）、②家族をとりまく社会的状況と支援体制（都市化、核家族化・少子化、男女共同参画社会の進展、家族の福祉を図るための社会資源）、③今日における家族生活・家族関係（夫婦関係＝子どもから見た両親のあり方、親子関係、きょうだい関係）、④「子育て支援」としての家族対応（子育て支援サービスの範囲や課題、具体的展開、関係機関との連携など）、が挙げられている。

この教授目標やその内容をどのように展開していくかについては、各養成校に任されている。ただし、家族援助論以外の講義や演習科目との関連やその養成校の置かれている地域性によって若干の違いはあるにせよ、この範囲内で講義することが求められている。

保育士養成に関しては、所轄する厚生労働省が出す公式テキストがない。しかし、一般的には、新・保育士養成講座編纂委員会の『家族援助論』（全国社会福祉協議会出版）が標準テキストであると言われている。この中では、保育所は今後、家族や地域とどのような関わりをもって保育を進めていったらよいのか、そのあり方を学ぶために、「第1点として、一人ひとりの子どもと家庭を大切にするために、家族の暮らしをよく理解し、建設的な関係を築いていくための社会福祉援

表1 改訂保育士養成課程（平成14年4月1日から適用）

	系 列	教 科 目	単 位 数		留 意 事 項
			設 置	履 修	
教 養 科 目		外国語（演習）	2以上		名称変更（←基礎科目）
		体 育（講義）	1	1	
体 育（実技）	1	1			
その他	6以上				
	小 計		10以上	8以上	設置単位数減少（←12） 履修単位数減少（←10）
必 修 科 目	保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉（講義）	2	2	名称変更（←社会福祉Ⅰ） 名称変更（←社会福祉Ⅱ）
		社会福祉援助技術（演習）	2	2	
		児童福祉（講義）	2	2	
		保育原理（講義）	4	4	
		養護原理（講義）	2	2	
		教育原理（講義）	2	2	
	保育の対象の理解に関する科目	発達心理学（講義）	2	2	授業形態変更（←講義・実習） 単位数減少（←3）
		教育心理学（講義）	2	2	
		小児保健（講義・実習）	5	5	
		小児栄養（演習）	2	2	
	精神保健（講義）	2	2	新 設	
家族援助論（講義）	2	2			
保育の内容・方法の理解に関する科目	保育内容（演習）	6	6	授業形態変更（←講義） 履修形態変更（←選択必修） 授業形態変更（←講義） 単位数減少（←2）	
	乳児保育（演習）	2	2		
	障害児保育（演習）	1	1	履修形態変更（←選択必修） 単位数減少（←2）	
	養護内容（演習）	1	1		
基礎技能	基礎技能（演習）	4	4	単位数減少（←6）	
保育実習	保育実習（実習）	5	5		
総合演習	総合演習（演習）	2	2	新 設	
	小 計		50	50	単位数増加（←47）
選 択 必 修 科 目	保育の本質・目的の理解に関する科目		17以上	8以上	大綱化（←科目名）
	保育の対象の理解に関する科目				
	保育の内容・方法の理解に関する科目				
	基礎技能				
	保育実習	保育実習Ⅱ（実習） 保育実習Ⅲ（実習）	2 2	2 2以上	履修形態変更（必修化）
	小 計		19以上	10以上	設置単位数減少（←20） 履修単位数減少（←11）
合 計			79以上	68以上	

助技術を、第2点として、子ども、家庭、地域をつなぐ道筋を、児童家庭福祉の視点に立って保育実践の場に取り入れることを課題として取り上げることとしたい。」(傍線部は筆者)と記されている⁽⁹⁾。このことから、「家族援助論」で想定されている「援助」とは、社会福祉援助技術＝ソーシャルワークであるといえよう。

2. 家族援助と社会福祉援助技術

社会福祉学には、いわゆる「制度・政策」「援助・技術」と呼ばれる2分野があり、その双方が「車の両輪」として機能することによって、初めて利用者の生活問題を解決に導くことが出来る。このうち「援助・技術」の領域は、いわゆる「ソーシャルワーク」といわれ、直接援助技術であるケースワーク(個別援助技術)やグループワーク(集団援助技術)、間接援助技術であるコミュニティワーク(地域援助技術)、ソーシャルワークリサーチ(社会福祉調査法)、ソーシャルワークアドミニストレーション(社会福祉運営管理)、ソーシャルアクション(社会活動法)、ソーシャルプランニング(社会福祉計画)、関連援助技術としてのネットワーク、ケアマネジメント、スーパービジョン、カウンセリング、コンサルテーションなどを包含する。

このソーシャルワークについては、「ケースワークの母」と称されるメアリー・リッチモンドが1922年に『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』の中で「ソーシャル・ケース・ワークは人々とその社会環境との間に、個々別々に、意識的にもたらされる調整を通じて、人格の発達を図る諸課程から成り立っている」と定義づけていることからわかるように⁽¹⁰⁾、人と社会環境の調整がその役割である。すなわち、社会的存在である人間が、その置かれている環境との間に不調を起こしたとき、その環境の調整を行うことによって問題を軽減・解決する営みである。

これは1869年にイギリス・ロンドンに慈善組織協会(Charity Organization Society、以下COSとする)が誕生したことに端を発する。COSでは友愛訪問員(friendly visitor)が「施与ではなく、友愛を」というスローガンを元に、生活困窮者たちの家庭訪問を行った。

しかし1960年代から、ソーシャルワークがケースワーク・グループワーク・コミュニティワークと専門分化し過ぎたことへの反省が生まれ、ジェネリックな総体としてのソーシャルワーク、すなわちジェネリック・ソーシャルワークが注目を集めている。これははじめにケースワークという技術があるのではなく、総体として個別・集団・地域という援助技法を使い分けるというものである。また、対象者別に子どもや高齢者、障害者の生活問題を解決する際に共通している部分を抽出し、統合化していこうとする動きが出てきた。その統合化の一つが、システム理論を用いたジェネリック・ソーシャルワークである。

このシステムモデルの派生系としてエコロジカル・アプローチがあり、最近では「エンパワメントアプローチ」や「ストレングスの視点」などを重視したソーシャルワーク実践が主流となっている。

また近年、「児童福祉」は「子ども家庭福祉」と称されることが増えてきた。これは「児童」という言葉に現代的な人権感覚が欠落していることと、子どもは必ず母親からその家庭に産み落とされ、主としてその近親者によって育まれるため、「子ども」と「家庭」をセットにして見ていく必要性を表している。

家族と社会福祉援助との関係で言えば、エコロジカル・ソーシャルワークを応用した家族中心ソーシャルワークが注目に値する。1980年代にハートマンらによって体系化された家族中心ソーシャルワークは、生活困難や家庭内暴力、老人や児童への虐待、薬物依存、アルコール依存、あ

るいはそれらの複合など、複雑で多様な家族問題に対する援助の社会的養成が高まる中で、生態学や家族システム論などの新たな理論的枠組みを背景に登場してきた実践理論である。本来は家族の多元的な問題を包括的にアプローチし、家族システムのレベルでそれらを統合化しようと言う戦略的意図をもって体系化された実践パラダイムである。家族中心ソーシャルワークは、①エコロジカル・パースペクティブ、②家族過程における家族療法とソーシャルワークの統合、③多元的な実践の家族システム・レベルでの統合をその基本的特徴とする。そして端的に言えば、不登校や虐待は、家族の危機を防ぐための症状として発生していると考えるように、問題を抱えていることをパラダイム転換しているところに特徴がある。

3. 保育現場における家族援助

家族には、核家族や三世同居の家族、障害児や高齢者のいる家族、ひとり親の家族など、さまざまな形態がある。社会福祉の実践現場ではいろいろな領域で家族援助が展開されているが、ここでは保育所における家族援助を中心に考えてみたい。

子どもたち一人ひとりを大切な存在として育てていくためには、保育所、家庭、地域社会の連携や、子育て支援のネットワークづくりの活動は不可欠な要素である。特に近年の家族生活の変化、地域の空洞化、子育てをしている人たちの孤立化という問題は、子育てのしづらさを生み出す要因ともなっている。その結果「子育て不安」を抱えながら子育てをしている家族は決して少なくない。そのうえ、家族が子育ての悩むや生活上の困難を支援したり相談したりする人を身近にもっていない場合も多いので、こうした状況をよく把握しながら保育所保育を進めていくことが求められている。そのために保育所は今後、家族や地域とどのような関わりをもって保育を進めていったらよいか、そのあり方を学ぶ必要がある。

では実際の保育現場においてはどのような家族援助が行われているだろうか。入所児童の保育は言うまでもなくケアワークの側面を有しており、それ以外でも一時保育や地域の子どもたちへの園庭開放において子どもたちに遊びの提供などを行うこともケアワークの一環である。また在所児や地域の子どもたちの成長・発達などに関する電話や面接での相談に助言をすることは、まさにケースワークである。さらに、在所児の保護者をクラス単位にまとめることはグループワークであり、この援助・技術は地域の保護者が共通の問題を抱えているような時にも有効である。さらに、子育てに関する講演や講座などを保育所の内外で行うことはコミュニティワーク実践の一つである。このように整理すると、意識しているかどうかは別として、保育現場においてはすでにソーシャルワーク的な営みがなされてきている。ただし、ソーシャルワークとして行うためには、当然その原理・原則に則って援助を行う必要があり、これを担う保育士への教授も必要となる。

しかしながら、柏女霊峰氏は「保育士はあくまで保育のプロであり、介護福祉士と同様、ケアワークを行う専門職」であるため、「『保育』という行為が、子どもに対する保育と保護者に対する保育指導を行って初めて完結することを意味」している指摘する⁽¹¹⁾。したがって「保育指導とは、家庭や保育所における子どもの保育をより良くするための援助であり、保育の一環として保育指導という業務が行われることはあっても、それは、社会福祉士や臨床心理士の行うソーシャルワークやカウンセリングとは異なっていると考えられ」、「保育指導の業務が保育士に付加されたからといって、保育士がソーシャルワーカーの一翼を担うようになったと考えるのは早計」であるとする⁽¹²⁾。

これについてはさまざまな議論があると思われるが、保育現場に要求されている家族援助を行

うためには、誰かがソーシャルワークを担う必要がある。現行の児童福祉施設最低基準の第33条第1項では、「保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない」としている。これはあくまで最低基準であるが、社会福祉士のような社会福祉分野における相談・援助業務の専門職が保育所に常勤で配属されているケースは前述の通り皆無である。また最低基準を大きく超えて保育士を配置することも難しい。そのため、保育所に求められるソーシャルワークを保育士がこなせないとすれば、別の専門職やこれを担う専任の保育士を保育所に置いたり、インテークは保育士が担うとしても、具体的な援助については関係機関に任せることができるようシステムの構築が急務である⁽¹³⁾。

この辺りが曖昧にされたまま、現行制度では家族援助を保育士に担わせていると考えれば、保育士はソーシャルワークを身につけ、この技術を維持・向上させなければならない。また、前述のようなシステムを構築されたとしても、保育士がソーシャルワークの一翼を担うのであれば、家族援助のプロセスについて理解しておくことは必要なことである。

4. 指定保育士養成校における「家族援助論」の教授法

保育現場で行われる家族援助については、2001（平成13）年以前は明確な法的根拠を持っていなかったとはいえ、有史以来、保育所においては保育士が子どもたちを保育するために保護者との関わることは当然のことであった。子育ては保護者が家庭で行うことが前提であるが、就労などによってその前提が保障されないときに子育てを補完・代替するのが保育である。すなわち、保育士と保護者がともに子育てをしなければ、心身共に子どもたちが豊かに成長・発達することはあり得ない。

その中で指定保育士養成校では、家族援助論が必修科目として保育士養成課程に登場した背景を踏まえて、社会福祉援助技術の諸原理・原則を用いて家族を援助することを教授する必要があると言えよう。具体的には、前述の「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の就業教科目及び単位数並びに履修方法（平成13年5月23日・厚生労働省告示第198号）」の教授目標や内容を押さえた上で、少なくとも以下のような社会福祉援助技術の諸原理・原則を教授する必要がある。

相談・援助の基本には、社会福祉援助技術の大原則である「バイスティックの七原則」が欠かせない。バイスティックの7原則とは、①個別化の原則、②自己決定の原則、③受容の原則、④非審判的態度の原則、⑤秘密保持の原則、⑥統制された情緒関与の原則、⑦意図的な感情表現の原則の7つである。これに「自己覚知」やソーシャルワークの基本概念である「傾聴」・「受容」・「共感」などを加味しながら進めることは言うまでもない。

さらに、保護者からの相談を受けた場合には、ケースワークのプロセスを基本として、①インテーク（受理）、②アセスメント（問題の理解と査定）、③プランニング（援助計画の作成）、④インターベンション（援助的介入）、⑤エバリュエーション（事後評価）、⑥ターミネーション（終結）と進め、その時々々にスーパービジョンやモニタリング（観察）を取り入れながらフィードバックするプロセスの教授も必要である。

この過程においては、適宜必要な記録を取ることは言うまでもなく、そこにマッピング技法であるファミリーマップ（家族図）や、ジェノグラム（世代関係図・家族関係図）、エコマップ（生態地図・社会関係地図）、ライフサイクル（生命周期）などを取り入れることにより、第三者にもわかりやすい記録とすることが大切である。

指定保育士養成校においては、現場での実戦経験が乏しい学生に教授しなくてはならない。そのため、保育所を中心とする児童福祉施設において保育士が実行力ある家族援助を行うために、これらの社会福祉援助技術を駆使しながら問題解決・改善に導いた具体的なケースを用いることによって、学生への理解を深めさせることが望ましい。

IV. おわりに

子どもたちの多くは保護者に育てられており、自ら収入を得て自活しているものは少ない。したがって、子どもたちの生活は保護者がどのように働くかによって大きく変わってくる。保護者の働き方は、その時代における産業構造の変化や地域社会のあり方などに大きな影響を受ける。このように子どもやその家庭を取り巻く子育ての条件や社会環境などが複雑に絡み合っているところに、具体的な子どもの生活問題が表出し、社会政策や公共一般施策が不十分である場合に、最終的に補完・代替するのが児童福祉（ないしは「子ども家庭福祉」）サービスである。

いわゆる「エンゼルプラン」や「新エンゼルプラン」、そしてこれらに続く「子ども・子育て応援プラン」は、少子化現象に端を発した子育て支援を企業や地域社会を含めた社会全体で取り組むべきこととし、社会福祉サービスのみならず、社会政策や公共一般施策である教育・雇用・住宅など総合的な計画としてとりまとめられている。これらを着実に具体化し、子どもを育てている保護者の働く環境の整備が急務である。

また一方で、子育て環境の変化によって安全な遊び空間の欠如から保育所の開放を求める声も高まっている⁽¹⁴⁾。このような課題は本来的に、すべての子どもを対象とした公共一般施策としての公園や遊び場、安心して歩ける生活道路などの生活環境施設の整備によって対応してゆくべきものであり、なにも児童福祉サービスの一環である保育所でのみ解決すべき固有の問題ではない。しかしながら公共一般施策が不十分な中では、保育所において対応しないと社会的に対応すべき所が他にはない。だとすれば、これに対応するための条件整備が何より必要となる。

このようなことから、さしあたって保育所において家族援助が行えるような保育士を養成するためには、社会福祉援助技術の諸原理・原則にのっとった教授が必要であると考えられる。

註

1. 児童福祉施設最低基準による。なお、乳児院では、看護師は保育士や児童指導員に代えて配置することができる。また、母子生活支援施設に配置されている「母子指導員」や児童自立支援施設に配置されている「児童生活支援員」、児童厚生施設（児童館や児童遊園）に配置されている「児童の遊びを指導する者」は、保育士の資格を有する者などが該当する。
2. 平成15年10月1日現在、81種類ある社会福祉施設において保育士が働く割合は314,396人（45.0%）である。このうち、297,258人（94.5%）が保育所で働いている。厚生労働省「社会福祉施設等調査（平成15年）」より。
3. 保育所で働く従事者は、保育士の他に施設長、医師、保健師、看護師、栄養士、調理員、事務員、用務員がいる。厚生労働省「社会福祉施設等調査（平成15年）」より。

4. 総務省「国勢調査」2000（平成12）年調査。同調査によれば産業3部門別の就業者数は、第1次産業就業者が3,172,509人（就業者数の5.0%）、第2次産業就業者が18,571,057人（同29.5%）、第3次産業就業者が40,484,679人（同64.3%）となっており、第3次産業の割合が一貫して拡大を続けている。
5. 2003（平成15）年と2004（平成16）年の合計特殊出生率は、それぞれ1.29人であるが、厳密には2003（平成15）年が1.2905人、2004（平成16）年が1.2888人であり、微減している。
6. これに関連して、赤川学氏は「仮に子育て支援が出生率回復に役立たなかったとしても、子育て支援が必要なくなるわけでないから」、「むしろ原点に帰って、子育て支援の根拠を、すべての子どもが健康で文化的な生活を営む権利を保障するという人権の観点から、そしてそれのみによって基礎づけるべきではないだろうか」提起する。詳しくは赤川学『子どもが減って何が悪い！』ちくま新書、2004年を参照のこと。
7. 地域子育て支援センターについては、緊急保育対策等5カ年事業と新エンゼルプランで3,000カ所に、子ども・子育て応援プランにおいては2009（平成21）年度までの5カ年間で2,783カ所から4,400カ所に増やすとされている。
8. 柏女霊峰『子育て支援と保育者の役割』フレーベル館、2003年、129～130頁。
9. 改訂・保育士養成講座編纂委員会『家族援助論（改訂・保育養成講座2005・第11巻）』全国社会福祉協議会出版、2005年。
10. Richmond, Mary Ellen. (1922). What is Social Case Work? An Introductory Description. New York: Russell Sage Foundation.
11. 柏女霊峰『前掲書』128～129頁。
12. 柏女霊峰『同上書』129頁。
13. 保育所以外の児童福祉施設においては、2004（平成16）年度から虐待対策の一環として、全国のすべての児童養護施設や乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に常勤職員として一名の家族支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置している。家族支援専門相談員の役割は、子どもを個別にケアするのではなく、各施設に入所している子どもの親に対する適切な支援・指導を行い、子どもが再び家庭に戻るよう後押しし、施設退所後のアフターケアも担当する総合的な家族調整を行うことである。また情緒障害児短期治療施設において実施されている家族療法事業についても、児童養護施設等の心理療法担当職員の常勤化などに併せて、児童養護施設、乳児院および児童自立支援施設に対象を拡大している。
14. 詳しくは、拙稿「子育て支援事業に関する今日的課題の所在について—地域子育て支援センター利用者の意識調査より—」『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』第36集、2004年、121～136頁を参照のこと。